4　監督命令の原因となった事実　建築物の計画の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、法第55条第１項の規定に適合しないこと及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の２第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　監督命令をした年月日　平成29年３月10日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　ビューローベリタスジャパン株式会社　仙台事務所　宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　埼玉事務所　埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目13番１号　千葉事務所　千葉県千葉市中央区新町1000番地　東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号　東京渋谷事務所　東京都渋谷区渋谷１丁目16番９号　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台２丁目８番地　立川事務所　東京都立川市曙町２丁目13番３号　横浜事務所　神奈川県横浜市西区高島２丁目19番12号　川崎事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町10番地５　名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄４丁目１番８号　大阪事務所　大阪府大阪市中央区北浜４丁目１番21号　福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号　神戸三ノ宮事務所　兵庫県神戸市中央区三宮町１丁目１番１号　ＢＶエクスプレス大阪　大阪府大阪市中央区北浜３丁目２番23号　山陽姫路事務所　兵庫県姫路市栗山町151番地２　札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区北２条西１丁目１番地　広島事務所　広島県広島市中区胡町４番21号　代表取締役　佐々木泰介

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成29年３月31日までに提出すること。また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物の計画（１件）の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

また、別の建築物の計画（１件）の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、法第48条第５項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

また、別の建築物の計画（１件）の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、都市計画法第43条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　監督命令をした年月日　平成29年３月10日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社住宅性能評価センター　本部　東京都新宿区新宿１丁目７番１号　北関東地区出張所　栃木県宇都宮市中河原町３番19号　西関東地区出張所　東京都町田市原町田４丁目１番11号　中部北陸地区出張所　静岡県磐田市上本郷364番地２　山陰地区出張所　島根県出雲市平田町2307番地１　西九州地区出張所　長崎県佐世保市三浦町１番13号　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市山之口町１番10号　東関東地区出張所　千葉県松戸市東松戸１丁目３番地の４　中九州地区出張所　福岡県久留米市東町５番地13　関西地区出張所　大阪府大阪市淀川区西中島５丁目14番５号　東北地区出張所　宮城県仙台市宮城野区榴岡４丁目１番８号　東九州地区出張所　宮崎県宮崎市大工１丁目10番40号　中関東地区出張所　埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目306番地１　西関西地区出張所　兵庫県加古川市加古川町溝之口788番地　代表取締役　田野邉幸裕

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成29年３月31日までに提出すること。また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物の計画の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、法第43条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年４月３日

国土交通大臣　石井　啓一

1　監督命令をした年月日　平成29年３月10日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社国際確認検査センター　本社　大阪府大阪市中央区北浜３丁目７番12号　東京支店　東京都中央区京橋２丁目８番７号　阪神支店　兵庫県西宮市今在家町３番６号　九州支店　長崎県長崎市元船町14番10号　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央１丁目６番23号　代表取締役　山田　耕藏

3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成29年３月31日までに提出すること。また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物の計画の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成29年４月３日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道26号	大阪府泉南郡岬町淡輪5648番１から和歌山県和歌山市平井字西谷740番１まで

2　指定する期日　平成29年４月４日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年４月３日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道26号	大阪府泉南郡岬町淡輪5648番１から和歌山県和歌山市平井字西谷740番１まで

2　指定する期日　平成29年４月４日